

山口県きらめき道路サポート事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が県管理道路のり面等の草刈りを地域団体に委託するに当たって必要な事項を定め、地域住民による県管理道路の維持管理活動の推進を図り、もって県管理道路の管理水準の向上及び地域住民の道路愛護精神の涵養に資する。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県管理道路 県の管理する国道又は県道をいう。
- (2) 地域団体 当該団体の所在する地域に、住所を有する者その他これに準じる者を主たるメンバーとする団体をいう。

(公募)

第3条 土木建築事務所長は、県管理道路の草刈り業務が、次のいずれにも該当する場合は、当該業務を、地域団体に対して委託することができる。

- (1) 草刈りの実施に係る区域の延長(道路に沿って両側の区域を実施する場合にあっては、各々の区域の延長の合計)がおおむね300m以上のもの
 - (2) 草丈をおおむね10cm以下に刈り込むもの
- 2 土木建築事務所長は、前項に規定する業務(以下「業務」という。)を地域団体に委託しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定めた応募要領について、事務所への備付け、事務所掲示板への掲示、広報紙への掲載、ホームページへの掲示等により、一般への公表を行い、受託者を公募しなければならない。
- (1) 委託しようとする業務の実施対象地域
 - (2) 委託しようとする業務の実施条件
 - (3) 応募の資格
 - (4) 応募の期間
 - (5) 応募の方法(申込書提出先、必要書類等)
 - (6) その他応募に当たって必要な事項
- 3 土木建築事務所長が委託しようとする業務の対象箇所は、作業時の安全確保を図るため、次のいずれかに該当すると土木建築事務所長が認める箇所でなければならない。
- (1) 歩車道が分離されている道路の歩道側の箇所
 - (2) 車道との間にガードレールその他防護柵が設けられている箇所
 - (3) その他車道に出ることなく業務を行うことができる箇所

(応募の方法)

第4条 前条第2項の規定による公募に対して、応募しようとする団体は、きらめき道路サポート事業申込書(別記第1号様式)を応募に係る業務の実施箇所を管轄する土木建築事務所長あて提出しなければならない。

2 土木建築事務所の職員は、前項のきらめき道路サポート事業申込書を応募しようとする団体から受理するときは、土木建築事務所にある住宅地図又は道路台帳付図の写しにより、当

該団体の業務の実施箇所を確認するものとする。

(委託先の決定)

第5条 土木建築事務所長は、当該応募に係る業務の実施地区についての交通安全の確保、良好な景観の保持等の観点からの業務の実施の必要性、当該応募団体の従前の業務の実施実績その他土木建築事務所長が必要と認める事項を勘案し、前条の規定による応募があった団体のうちから、業務を委託する団体及び当該団体に業務を委託する区域を決定するものとする。

2 土木建築事務所長は、前項の規定による決定をしたときは、同項の規定により業務の委託を受ける団体に、きらめき道路サポート事業決定通知書(別記第2号様式)により、その決定した旨及び前項の規定に基づき業務(以下「サポート業務」という。)を委託した区域(以下「担当区域」という。)を通知するものとする。

3 前項に規定する団体は、同項の規定による通知をもって、サポートグループの認定があったものとする。

(注意事項の説明)

第6条 土木建築事務所長は、前条第1項の決定をしたときは、サポートグループの代表者又は第9条第1項の現場責任者(現場責任者になる予定の者を含む。)に対して、サポート業務の実施に当たっての手續、安全確保に関する注意事項、業務実施を円滑に行う上で必要な事項等を、土木建築事務所の職員から説明させるものとする。

2 サポートグループの代表者又は前項に規定する現場責任者は、サポート業務の実施につき、前項の規定による土木建築事務所の職員からの説明を聴くとともに、その遵守に努めなければならない。

(サポート業務の実施)

第7条 サポートグループは、サポート業務を無償で実施するものとする。ただし、土木建築事務所長は、必要と認める範囲で、サポートグループからの申し出に基づき、当該年度のサポート業務の一部につき、当該サポートグループに、有償で委託することができる。

2 前項ただし書の規定により有償で委託できる範囲は、原則として路肩から1.5メートルの幅までとし、通行の安全確保、良好な景観の確保等のため土木建築事務所長が必要と認める場所については、路肩からおおむね5メートルの幅までとする。

3 土木建築事務所長は、第1項ただし書の規定による委託をしようとするときは、委託しようとするサポートグループときらめき道路サポート事業サポート契約書(別記第3号様式)による委託契約を締結するものとする。

4 前項の規定により締結した委託契約(以下「サポート契約」という。)に係るサポート業務(以下「契約サポート業務」という。)の委託料は、1平方メートル当たり55円(うち消費税及び地方消費税5円)とする。

(業務の実施)

第8条 サポートグループは、サポート業務を実施しようとするときは、その3日前までに、実施予定場所、実施予定月日、参加予定人数、現場責任者の住所、氏名等を土木建築事務所長に届け出なければならない。

2 土木建築事務所長は、サポートグループがサポート業務の作業を安全に実施できるように

するため、サポートグループに対し、注意看板、コーン等を貸与するよう努めるものとする。

3 サポートグループは、1回目のサポート業務を土木建築事務所長が指定する日までに実施しなければならない。

(現場責任者)

第9条 前条の規定により届出のあった現場責任者(以下「現場責任者」という。)は、サポート業務を実施している時は、当該サポート業務の実施場所に常駐し、サポート業務に従事している者の安全について配慮し、指導しなければならない。

2 現場責任者は、サポート業務を実施するにつき、従事している者に事故があったとき、他人に損害を与えたとき、道路に異常を発見したときは、速やかに、土木建築事務所の職員にその旨を報告しなければならない。

(遵守事項)

第10条 サポートグループの代表者及び現場責任者は、サポート業務の実施に当たり、サポート業務に従事する者に、この要領及びサポート契約の各規定並びに第6条第1項の規定により土木建築事務所の職員が説明した事項の内容について周知を図るとともに、サポート業務に従事するメンバーは、これらの遵守に努めるものとする。

2 サポートグループ又はそのメンバーは、サポート業務の実施につき想定される事故により被る損害を担保するために必要な保険等に参加しなければならない。

(実施報告)

第11条 サポートグループは、サポート業務を実施したとき(次条第4項の規定により修補をしたときを含む。)は、速やかに、その旨を土木建築事務所長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、サポート業務実施報告書(別記第4号様式)によらなければならない。ただし、土木建築事務所長が別に報告の方法を定めたときは、その定めるところにより報告しなければならない。

(完了検査)

第12条 土木建築事務所長は、契約サポート業務について、前条第1項の規定による報告があったときは、10日以内に、当該報告に係る契約サポート業務について、その命ずる職員(以下「検査職員」という。)に検査させるものとする。

2 検査職員は、前項の検査の結果、当該検査に係る契約サポート業務が、この要領、サポート契約の規定、土木建築事務所長の指示等に従って実施されていると認めるときは、その旨をサポート業務実施確認書(別記第5号様式)により当該サポートグループに通知しなければならない。

3 検査職員は、第1項の検査の結果、当該検査に係る契約サポート業務につき修補が必要と認めるときは、サポート業務修補指示書(別記第6号様式)により、修補の指示を行うものとする。

4 サポートグループは、前項の規定により、契約サポート業務に係る修補の指示があったときは、その指示に従い、これを修補しなければならない。

5 土木建築事務所長は、契約サポート業務以外のサポート業務について前条第1項の規定による報告があったときは、適宜、その命ずる職員に検査させるものとする。

(委託料の支払)

第13条 サポートグループは、契約サポート業務が前条第1項(前条第4項の規定により準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、土木建築事務所長に委託料の支払を請求することができる。

2 土木建築事務所長は、サポートグループから前項の規定による委託料の支払の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に、その委託料を支払わなければならない。

(認定の取消し)

第14条 土木建築事務所長は、サポートグループ又はそのメンバーが、この要領及びサポート契約の規定に違反し、又は土木建築事務所長若しくはその委任を受けた職員の指示等に従わないときは、当該サポートグループに係る第5条第2項の決定を取り消し、第7条第3項の契約を解除することができる。

2 サポートグループは、土木建築事務所長が前項の規定による決定の取消し又は契約の解除をした場合、これによって受けた損失を県に請求することができない。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項は、道路整備課長が定める。

附 則

1 この要領は、平成18年3月20日から施行し、平成18年度以後に実施するサポート業務に適用する。

2 この要領は、平成18年度において試行的に施行し、その状況を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年3月20日から施行し、平成19年度以降に実施するサポート事業に適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。